

# ASK ニュース

Vol.0154

2015年5月18日(月)

担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## ふるさと納税でカニをゲット

### はじめに

ふるさと納税が話題になっています。何やら得するという事は、知っているがイマイチ仕組みがわからないという人が多いのではないのでしょうか？

### そもそも、ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、自治体への寄附金のことです。個人が寄附を行ったときに住民税の約2割程度が還付、控除される制度です。実質今収めている県民税・市民税の一部を自分の好きな自治体へ移転する事になります。

### さらにお得になった！！

今年の4月から大きく2点変更になっています。

#### ① 控除額が2倍になった！

今まで住民税のおよそ1割程度だった還付、控除額が2割程度に拡大しました。

#### ② 確定申告が不要に！

年間に5自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで確定申告が不要となりました。

### どの位、ふるさと納税すればOK？

目安は、住民税の約2割をふるさと納税すればちょうどよい金額になります。もちろん、寄附なので寄附したい金額をいくらでも寄附して頂いてOKです。

### おわりに

お礼の品で、カニやお米がもらえる自治体もあります。変わり種は、アニメのフィギュア人形や一日村長を体験できる権利がもらえたりする場合もあります。百貨店とのコラボもあり、かなり豪華です。一度、チャレンジしてみてください。

注意点は、寄附した人がお礼の品を受け取った場合の経済的利益は、一時所得に該当し、申告の義務も生じる点です。多額に寄附した場合はご注意ください。

